

税制改革座談会

田中 修

はじめに

李克強総理は 4 月 1 日、営業税を増値税に改める改革の全面実施について国家税務総局と財政部を視察し、座談会を主催した。本稿では、その概要を紹介する（新華社北京電 2016 年 4 月 4 日）。

1. 国家税務総局・財政部視察

国家税務総局で李克強総理は、営業税を増値税に改める準備の進展、関連弁法の制定、税の徴収管理システムの運営等の状況を詳細に理解し、テレビを通じて末端の税務幹部と交流した。彼は次のように述べた。

「今回の営業税の増値税転換の全面実施は、業種範囲と控除範囲の 2 つの拡大を実行するものであり、建築・不動産・金融・生活関連サービスの 4 業種約 1000 万余りの納税者が新たに増えることになる。今回の改革の成果を推し量る最も重要な指標は、構造的減税措置が完全実施され、広範な企業が恩恵を受けることである。念入りに組織的に実施し、改革のボーナス効果が企業の手中に実際に届くようにし、政府の収入の引き算によって企業収益の足し算と市場の活力の掛け算に換えなければならない」。

財政部・国家税務総局において李克強総理は、今回の業種範囲の拡大改革前後の税負担の変化、企業がどの点に疑問をもっているか等を仔細に質問した。彼は次の内容を言い含めた。

「営業税を増値税に改めることは、今年の積極的財政政策の一層の有効性を確保し、構造改革とりわけサプライサイド構造改革という重大な対局の推進に力を入れるものであり、打つ手がよければ実体経済はより好く活性化する。今回のテスト業種新規増加分の営業税は、元々の営業税の 80%を占めており、営業税の増値税転換の全面実施は、政府と企業、中央と地方等の各方面の利益調整に及ぶものである。これは壮士が腕を断つ勇気が必要なだけでなく、遭遇する可能性のある困難を十分推し量らなければならない。前期テストの経験を真剣に総括し、改革方案の設計を統一的にしっかりと企画し、中央と地方の 2 つの積極性を十分動員し、改革後の全ての業種の税負担が減るのみで増えないことを確保しなければならない。これは全人代の批准を経た政府活動報告が社会に対して行う約束であり、ただ実施するのみで、変形させてはならない」。

2. 座談会

財政部・国家税務総局の主要な責任者が報告を行い、住宅・都市農村建設部、交通運輸部、人民銀行、国家資産監督管理委員会、銀行業監督管理委員会等の部門の責任者が発言した。李克強総理は、財政・税務系統の広範な幹部・職員が営業税の増値税転換推進のために貢献していることを十分肯定し、次のように述べた。

「営業税の増値税転換の全面実施は、構造改革と財政・税制改革の全局に及ぶ重大措置であり、一挙多得の政策効果を備えている。

①企業の税負担を大幅に軽減できる

世界経済の回復力の欠乏、国内経済の下振れ圧力に対して、積極的財政政策はより大きな力を発揮しなければならない。今年拡大した財政赤字は、主として現在営業税の増値税転換を全面実施している企業への減税に体现され、改革前に比べ、企業の税負担は5000億元余り軽減されることになり、最近では最大規模の1回による減税である。

しかも、今回は不動産を仕入れ税額控除の範囲に組入れていることも、企業の有効な投資拡大をもたらすことになる。『水を放って魚を養う』ことを通じて、発展の動力・持続力を増強する。

②経済の転換・グレードアップのための強大な「補助推進器」の役割を果たすことができる

営業税を増値税に改める政策の方向は、サービス業とりわけ研究開発等の生産関連サービス業の発展を推進することを際立たせている。これにより、産業の分業・最適化を有力に推進し、産業チェーンを引き伸ばし、製造業のグレードアップをもたらすことができる。

③公平な競争の市場環境を作り上げることに資する

税制の統一を通じて、増値税による全面カバーを実現し、サービス業内部と第2次・第3次産業の間に仕入れ控除チェーンを貫通させ、制度面から重複課税を解消することは、わが国の財政・税制整備にとって長期的な意義を有するものである。

当面、ニューエコノミーを発展させ、新たな動力エネルギーを育成し、伝統的な動力エネルギーを改造・グレードアップすることは、大量の新技术・新産業・新業態・新ビジネスモデルの発展を生むことになる。

営業税の増値税転換の全面実施は、企業のイノベーションコストを引き下げ、設備更新を促進し、クラウドイノベーション・クラウドソーシング・クラウドサポーティング・クラウドファンディング¹のプラットフォームを作り上げることに資するものであり、イノベ

¹ 全人代経済報告の用語解説によれば、①「クラウドイノベーション」は、イノベーション・起業プラットフォームを通じて、全社会・各種のイノベーション資源を凝集し、イノベーション・起業のコストを大幅に引き下げる。②「クラウドソーシング」は、インターネット等の手段の助けを借りて、伝統的に特定の企業・機関が達成していた任務を、参加を希望するすべての企業・個人に分業させること。③「クラウドサポーティング」は、政府・公益機関の支援、企業の支援、個人の相互扶助等の多様な方式を通じて、小型・零

ション駆動による発展戦略を実施し、大衆による起業・万人によるイノベーションを推進するために、より広大な空間を開拓するものであり、民営経済と小型・零細企業のためにより緩和された発展環境を作り上げるものであり、雇用とりわけ 1000 万人余りの大学・中等職業学校卒業生の雇用を有力にもたすことができ、これによりわが国の新旧動力エネルギーの接続・転換を加速し、経済の中高速成長維持を促進し、ミドル・ハイエンド水準へと邁進させることになるのである。

現在、営業税の増値税転換の全面実施までには、なお 1 ヶ月の時間がある。財政・税務系統は第一線における政策実施の「最後の 1 キロ」であり、全力奮闘し、職人気質を発揮して、準備・実施をより詳細で実効あるものとしなければならない。

部門間の協調的手配を強化し、合成力を形成し、改革を推進すると同時に、政策をしっかり解説し、遅滞なく社会の関心に応え、市場の予想を安定させなければならない。

納税者に対する訓練・サービスを強化し、企業が財務管理を整備するよう援助し、納税者が政策を正確・完全に理解し、これをうまく用いるよう誘導しなければならない。

調査研究を強化し、テストの運営状況をフォローアップ・分析し、出遭った典型的な問題について深く分析し、遅滞なく対応策を提起して、業種の税負担が減るだけで増えないことを保証するために過渡的な措置を実施しなければならない。

同時に、制度を一層整備し、誘導を強化し、地方保護・市場分割等の状況が出現することを防止し、法に基づき脱税・税回避・税騙取等の行為を厳格に取り締まらなければならない。

(参考)

1. 営業税の増値税転換の経緯（北京晩報 2016 年 4 月 5 日）

2011 年 10 月 国務院が営業税の増値税転換のテスト展開を決定。

2012 年 1 月 上海市で、交通運輸業と一部の現代サービス業の営業税の増値税転換テストを実施。

2012 年 9 月 1 日～2012 年 12 月 1 日 上海で交通運輸業と一部の現代サービス業の営業税の増値税転換テストを上海市から 4 回に分けて、北京市・江蘇省・安徽省・福建省（アモイ市を含む）、広東省（深圳市を含む）、天津市、浙江省（寧波市を含む）、湖北省の 8 省（直轄市）に拡大。

2013 年 8 月 1 日 上海で交通運輸業と一部の現代サービス業の営業税の増値税転換テストを全国に普及。同時に、ラジオ・映画・テレビサービス業をテスト範囲に組入れ。

2014 年 1 月 1 日 鉄道輸送業と郵便業について、全国範囲でテストを実施。

細企業と起業家の成長を共助すること。④「クラウドファンディング」とは、インターネットプラットフォームを通じて社会に資金を募集し、製品の開発・企業の成長・個人の起業のための資金調達需要を、柔軟に効率よく満足させることである。

2014年6月1日 電信業について、全国範囲でテストを実施。

2016年5月1日 建築業・不動産業・金融業・生活関連サービス業を、正式にテスト範囲に組入れ。

2. 4業種への適用税率

(1) 不動産業 11% (元の営業税率は5%)

なお、中古市場における住宅の個人売買については、過渡的規定として、4月30日までに購入した住宅については、次の簡便な方法が適用される。

①北京・上海・広州・深圳市

個人が購入してから2年に満たない住宅を売却する場合には、全額に5%で税率を課す。

個人が購入してから2年以上(2年を含む)の非一般住宅を売却する場合には、売却収入から購入代金を差し引いた差額に5%で税率を課す。

個人が購入してから2年以上(2年を含む)の一般住宅を売却する場合には、増値税を免除する。

②上記4市以外

個人が購入してから2年に満たない住宅を売却する場合には、全額に5%で税率を課す。

個人が購入してから2年以上(2年を含む)の住宅を売却する場合には、増値税を免除する。

(2) 建築業 11% (元の営業税率は3%)

(3) 金融業 6% (元の営業税率は5%)

(4) 生活関連サービス業 6% (元の営業税率は5%)

ただし、託児所・幼稚園が提供する保育・教育サービス、養老機関が提供する養老サービス、障害者福祉機関が提供する介護サービス、結婚紹介サービス、葬儀サービス、障害者本人が社会に提供するサービス、医療機関が提供する医療サービス、学歴教育の学習に従事する者が提供する教育サービス、勤労学生が提供するサービス、家事サービス企業が従業員制を採用して提供する家事サービスで得た収入は増値税を免除する。

(5) 小規模納税者への優遇 簡易計算により3%を課税

3. 税率の全体像

大きく4分類されることになる。

①交通運輸・郵便・基礎電信・建築・不動産賃貸サービス、不動産販売、土地使用権譲渡 11%

②有形動産賃貸サービスの提供 17%

③国内単位・個人に発生したクロスボーダーでの課税対象行為 0%

④上記以外の納税者に発生した課税対象行為 6%

(4月7日記)